

平成26年度経営計画

1. 業務環境

政府の掲げた「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の一体的な推進の効果が見え始め、景況感は改善傾向にあります。これに違わず県内経済においても、低調あるいは一部で弱さがみられるものの個人消費、生産活動、雇用情勢を含め、総じて緩やかに持ち直しつつあります。

今後の経済動向については、各種政策効果により改善が期待されるものの、設備投資動向に一服感がみられることや消費税率引上げの影響など、不安な材料があり今後の動向に注視する必要があります。

また、中小企業金融円滑化法の期限到来後も返済緩和対策の支援等については大きな変動はないものの、経営改善に向けた取組みが思うように進まず条件変更を繰り返している企業は厳しい状況が続き、景気回復動向によっては倒産件数が増加するおそれもあります。

2. 業務運営方針

奈良県信用保証協会は、公的な保証機関として県内中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境を認識し、資金ニーズに迅速かつ的確に応え、その資金調達の円滑化を図るべく利用者の状況に即した保証制度の推進、創業者への創業前から創業後のトータル的な支援、経営改善や再生に向けた支援に積極的に取組み、地域経済の発展の寄与に努め、「中小企業・小規模企業のよき相談相手・よきパートナー」を目指します。

(1) 保証部門

① 政策保証の利用推進

1) 金融機関との勉強会や相談会を通じ、「経営力強化保証」、「事業再生計画実施関連保証」及び「借換保証」等の政策保証を促進し、中小企業・小規模事業者の資金繰り、経営改善に対応します。

2) 地方公共団体保証制度の推進

県や市町村との情報・意見交換により、中小企業・小規模事業者のニーズに即した制度内容の見直しを検討し、利用の促進を図ります。

② 創業支援の強化

1) 第二創業を含めた創業者に対し、創業前から創業後のフォローまでのきめ細かな対応を行うため、支援体制を強化します。

2) 創業支援施策を実施または検討している市町村と連携を図り、起業・創業の

促進に努めるとともに、広報物の作成により創業保証のPRに努めます。

3) 県内の創業支援機関とのネットワークに参加して、関係機関との連携を構築します。

③ 企業浸透率の向上

1) 個別相談会の実施により中小企業・小規模事業者との接点をもつ機会を増加させ、相談しやすい身近な協会を目指します。

2) 金融機関、商工会等の関係機関との勉強会・情報交換会などの実施により信用保証の再認識を促し、利用推進を図ります。

3) 協会の取組みや推進する保証制度についてのパンフレットの作成やホームページを活用し、協会の存在感をアピールし保証利用促進に努めます。

④ 反社会的勢力の排除

関係機関と連携を深めることで、引続き不正利用の防止に努め、業務の健全性を確保します。

(2) 期中管理部門

① 大口保証先の早期実態把握

特に大口保証先については早期実態把握を図り、経営内容が悪化した場合は、経営サポートに努めます。

② 条件変更先へのアプローチ

1) 条件変更先の中から選定した重点支援先に対し、経営改善計画の策定を推進します。

2) 条件変更先に対しても、審査部門と連携を図りながら借換保証などの支援を検討いたします。

③ 中小企業・小規模事業者の実情に応じた経営支援・再生支援の取組み

1) 平成25年度に引続き、「認定支援機関による経営改善計画」策定費用に係る一部助成支援や専門家派遣に係る費用助成などを実施し、経営改善に取り組む中小企業・小規模事業者の支援に努めます。

2) セーフティネット5号業況報告書や経営力強化保証の経営改善計画実行状況等報告書を活用し、専門家派遣による再生支援に繋がります。

3) 経営サポート会議を積極的に活用し、中小企業・小規模事業者の経営改善に向けた支援、再生支援に努めます。

④ 関係機関との連携強化

1) 金融機関との連携

事故報告先については、金融機関との連携を密にし、中小企業・小規模事業者の現状把握に努め、返済緩和の条件変更など弾力的な対応に努めるとともに、代位弁済見込先については管理回収に繋がるように努めます。

また、金融機関サポート部門と定期的な情報交換会を実施し、早期に適切な支援の着手を図ります。

2) 経営支援機関との連携

奈良県中小企業再生支援協議会等の支援機関と定期的に意見交換を行い、経営支援、再生支援に向けた取組みを行います。

また、奈良県中小企業支援ネットワークにおける参加機関の知識向上や認識の平準化を図るべく、活動内容の充実に努めます。

(3) 回収部門

① 保証協会サービス活用による回収の効率化と最大化

サービスへの委託案件を精査しながら、回収環境を整備します。併せて、連携の強化により、サービスによる回収の最大化と事務の迅速化を図ります。

② 現況確認の徹底と担保の再調査

- 1) 新規代位弁済案件については早期に現地調査を行い、既存の求償権についても再度現地調査を行い、債務者や保証人、担保不動産の現況把握に努めます。
- 2) 再生が見込める案件については、期中管理部門と連携して求償権消滅保証の検討をします。

③ 管理事務停止措置の推進

- 1) 債務者や保証人、担保不動産の現況などを総合的に勘案し、回収が見込めない案件は管理事務停止措置を進め、回収の可能性がある案件に特化して、事務の合理化、効率化を図ります。
- 2) 経営者保証に関するガイドラインで示された保証債務の履行基準に関する指標などを活用して管理事務停止措置を推進します。

④ 回収事務の効率化

職員として採用する弁護士を活用し、回収の促進、適切な法的手続の実行、内部研修による回収職員のスキルアップを図ります。

(4) その他間接部門

① コンプライアンス態勢の充実

公的機関としての社会的責任を果たすため、コンプライアンスを協会経営の機軸として一層の態勢強化に取り組むとともに、全役職員への周知・意識の浸透を図ります。

また、不正防止やリスク管理といった視点のみならず、効率的な業務遂行のため内部検査の充実を図ります。

② 人材育成の強化

外部研修においては、階層別、専門別研修にできる限り多くの職員に参加する機会を与え、内部研修においては職員のレベルに応じた内容を選定し、個々のスキルアップに繋がります。

また、当協会の人材育成指針と人事考課規程をより良い人材育成のツールとして再考します。

③ 顧客サービスの充実と効果的な広報活動

平成25年度に実施したCSアンケートの取りまとめから、取り組むべき内容を検討し、利便性・利用向上に向けた取り組みを行い顧客サービスの向上に努めます。

④ 事業継続計画の整備

研修会の実施による事業継続計画に対する役職員への意識付け・定着を図るとともに、計画内容を随時見直し、更新します。

⑤ コンピュータシステムの有効活用

各部門の取得した情報を一元化し、情報の共有化を図り必要な協会業務の知識の平準化に努めます。

3. 保証承諾等の見通

平成26年度の保証承諾等の主要業務数値（見通し）は、以下のとおりです。

項 目	金 額（百万円）	対前年度計画比
保 証 承 諾	80,000	88.9%
保証債務残高	255,000	94.4%
代位弁済	7,000	87.5%
回 収	1,500	93.8%